

八戸市子育てつどいの広場運営事業者
募 集 要 項

令和5年9月26日

八戸市 こども健康部 こども未来課

八戸市子育てつどいの広場運営事業者募集要項

八戸市子育てつどいの広場における運営事業者との業務委託契約期間の満了に伴い、運営事業者を下記のとおり募集します。

1 事業の目的と概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に気軽な相談相手や仲間を見つけられない中で、子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題が深刻になっています。

「子育てつどいの広場」は、概ね就学前の乳幼児及びその保護者が気軽に集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場となるものであり、併せて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、もって子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

また、更には、中心市街地である三日町での運営ということも踏まえ、子育て支援に関わる個人、団体の多様な活動と交流の拠点として、中心市街地の賑わいの創出にも積極的に貢献するものであります。

今回、令和5年度で現在の運営事業者との業務委託契約が満了することに伴い、令和6年度からの運営事業者を広く募集いたします。

なお、本事業は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、八戸市が実施する「地域子育て支援拠点事業」に位置付けられており、子育て支援に関わる次の1～5に掲げる事業及び活動（以下、「子育て支援事業」という。）のうち、いずれか1つ以上を実施している団体へ委託して実施するものです。

1	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設または児童養護施設の運営
2	児童福祉法第59条の2に規定する届出をして行う認可外保育施設の運営
3	学校教育法に規定する幼稚園の運営
4	乳幼児とその保護者を対象として定期的を開催するサロン等の運営
5	乳幼児の健全育成と保護者の養育支援を目的として実施するボランティア活動

2 事業実施施設の概要

(1) 名称

八戸市子育てつどいの広場「こどもはっち」

(2) 場所

八戸市大字三日町11番地1（八戸ポータルミュージアム4階）

専有部分面積 約460㎡

(3) 平面図

別紙のとおり

3 子育てつどいの広場事業の内容

子育てつどいの広場事業として、以下の各号に掲げる全ての業務を実施するとともに、当該事業の実施場所となる「こどもはっち」の維持管理を行うこと。

※令和6年度から、家庭訪問支援事業及び一時預かり事業を追加しています。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

主として就学前の乳幼児及びその保護者（以下、「子育て親子」という。）が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、子育て親子同士の交流を深める取組を実施すること。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対し、その相談に応じ、適切な助言・指導を行うなど、必要な支援を実施すること。

また、上記支援にあたり、家庭等の事情により当該施設を利用したくても利用できない家庭に対しては、家庭訪問支援事業として、家庭への個別訪問による支援を週1回程度実施すること。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を収集し、提供すること。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者を対象として、子育て親子のニーズや要望を取り入れつつ、子育て及び子育て支援に関する講習等を月1回以上実施すること。

(5) 豊かな遊び空間の提供と遊びやものづくりに関する体験講座等の実施（月1回以上）

子育て親子が安全で豊かな遊びの時間を共有できる空間を提供するとともに、子ども主体的な活動を大切にしながら、様々な遊びや体験を通じて子どもの想像力や社会性を養うことを目的として、子育て親子を対象としたおもちゃ遊びやものづくりに関する体験講座等を月1回以上実施すること。

(6) 拠点施設の開設場所を活用した一時預かり事業の実施

子育て支援活動の展開を図ることを目的として、当該施設を活用し、中心市街地に用事等がある子育て親子を対象に、乳幼児の一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業を実施すること。

なお、当該事業の実施にあたっては、対象者を0～3歳の乳幼児とし、預かり時間を1人3時間まで、同時に預かることができる人数を年齢に限らず合計3人までとする。また、児童福祉法及び同法施行規則に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じた職員配置及び設備基準を遵守するとともに、市が実施する指導監査を受けること。なお、同法による一時預かり事業に準じた事業の場合においても、児童福祉法及び同法施行規則に準じ、上記と同様の取り扱いを行うものとし、この場合の市の指導監査については、別途指導検査基準により行う。

(7) 地域の子育て力を高める取組の実施

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施すること。

ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

エ 障がい児とその親の相互交流と社会参加を促進する取組

(8) 八戸圏域連携中枢都市圏（以下、圏域という）における連携事業の実施

圏域において以下の事業を実施すること。

ア 子育てに関する相談・援助活動や子育て関連講座等を圏域において実施すること

イ 「パパノート」を発行し、圏域へ配布すること

4 こどもはっち入場料の徴収事務

八戸ポータルミュージアム条例及び八戸ポータルミュージアム条例施行規則の規定に基づく入場料を徴収する。（地方自治法施行令第158条に基づく徴収委託による）

なお、徴収した入場料は、八戸市に納入する。

但し、講座や講習会等の材料費や一時預かり事業における経費など、利用者負担が適当と認められる必要最低限の実費は、別途徴収できるとし、その場合の収入は、運営委託者に帰属することとする。

※ 八戸ポータルミュージアム条例及び八戸ポータルミュージアム条例施行規則の内容
1人1回あたり100円。ただし、就学前の乳幼児は全額免除とする。また、身体障害者手帳等を所持または特別児童扶養手当を受給している方は5割免除とする。

※ 一時預かり事業において利用料を設定する場合は、近隣の保育所等で実施している一時預かり事業の利用料を勘案した上で設定すること。

5 施設の利用対象者

概ね就学前の乳幼児とその保護者とする。

6 開設日及び開設時間等

(1) 開設日

以下に掲げる休場日以外の日

休場日 ①八戸ポータルミュージアムの休館日（毎週火曜日）

②年末年始（12月29日～翌年1月1日）

※行事等により①の休館日が変更となる場合がある。

※メンテナンス等のため臨時休場を希望する場合、こども未来課等と協議すること。

(2) 開設時間

午前9時30分～午後4時

(3) その他

前項の開設時間は最低基準であり、委託料の範囲内で運営事業者の努力により、開設時間を延長することは差し支えありません。

7 職員配置

子育て支援に関して意欲があり、子育ての知識と経験を有する専任（※1）の職員を、開設時間中、常時4名以上配置することとし、職員の中から現場管理責任者1名（常勤）を選任することとする。なお、開設時間中に配置する職員のうち2名以上は保育士資格を有する者または子育て支援員（※2）とし、子育て等に関する相談・支援等が適切に行えるようにすること。このほか、一時預かり事業の実施にあたっては、別途、専任（※1）の職員を2名配置することとし、そのうち保育士を1名以上とすること。なお、保育士が1名の場合は他方の1名は子育て支援員（※2）とすること。

※1）専任とは、「開設している時間は、専らその業務に従事する」ことを意味し、本事業に従事している時間中に他の業務を兼務することは認められない。

※2）子育て支援員とは、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める基本研修及び子育て支援員専門研修（地域保育コース「地域型保育」または地域子育て支援コース「地域子育て支援拠点事業」）を修了している者を指す。

8 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

なお、事業の実施状況を評価した上で、双方合意の上、令和7年4月1日から令和11年3月31日まで、各年度の予算の範囲内で引き続き委託することを可能とする（契約は単年度契約となる）。

9 委託料

(1) 委託料の上限額

19,100,000円（消費税含む）を限度とする。

※ 但し、予算の確保が前提となるため、次年度以降の委託料を約束するものではありません（目安としてご覧ください）。

※ 委託料の額は、申請者の提案事項となります。

(2) 委託料の経費内訳

委託料に含まれる経費としては、下記の(3)の市が負担する経費を除く、上記「3 子育てつどいの広場事業の内容」及び「4 こどもはっち入場料の徴収事務」を実施する上で必要な全ての経費となります。

- 例) ア 人件費（職員の給与、社会保険料など）
- イ 消耗品費（事務用品や日用品の購入費など）
- ウ 研修費（職員の研修旅費及び参加費など）
- エ 印刷製本費（講座等のイベント紹介用パンフレット、入場券の印刷費など）
- オ 通信運搬費（郵便料、電話料、インターネット接続料など）
- カ 謝礼（講習会や講座の講師謝礼など）

- キ 保険料（賠償責任保険料、傷害保険料など）
- ク 複写機使用料
- ケ 保育材料費
- コ その他必要と認められる経費

（3）市が負担する経費

- ア 光熱水費
- イ 電気設備、給排水設備、消防設備の維持管理及び機械警備に係る費用
- ウ 施設内清掃及び廃棄物の収集運搬に係る費用
- エ 施設本体及び展示什器に関する大規模な修繕費用
- オ おもちゃ等の修繕

※具体的な内容については、相談となります。

10 応募資格

次の各号の内容をすべて満たす法人その他の団体であること。（法人格は必要としませんが、個人での応募はできません。）

- （1）申請時において、八戸市で1年以上継続して、子育て支援事業を実施していること。
- （2）子育てつどいの広場の趣旨・目的を十分に理解し、事業運営に強い意志を有していること。
- （3）八戸ポータルミュージアムの目的・理念を十分に理解し、中心街の賑わい創出を目指して八戸ポータルミュージアムが展開する様々な取組に積極的に協力する意志を有していること。
- （4）法人や団体、又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っているもの
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの
 - カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの
 - キ 運営事業者の候補者の選考を行う選考員の属する法人等
 - ク 直近2事業年度の法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納しているもの
- （5）八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。

1.1 応募の手続き

(1) 公募説明会・現地見学会への出席

必須

- ア 日 時 令和5年10月12日(木) 午後2時から2時間程度
- イ 開催場所 八戸市庁本館4階 会議室B
- ウ 参加人数 1団体2名以内
- エ 申込方法 参加申込書(様式第1号)を令和5年10月5日(木)午後5時までに、下記までE-mail又はFAXにて提出してください。
- オ 提出先 八戸市こども健康部こども未来課
住所：〒031-8686
八戸市内丸一丁目1番1号(市庁別館2階)
電話：0178-43-2167(直通)
FAX：0178-43-2144
E-mail：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp

(2) 応募意志表明書類の提出

- ア 受付期間 令和5年10月13日(金)～令和5年10月27日(金)
午前8時15分～午後5時 **厳守**
(但し、土、日を除く)
- イ 提出場所 上記(1)オに同じ
- ウ 提出方法 上記(1)オへ必ず直接持参してください。
(郵送による受付は行いません。)
- エ 提出部数 9部(正本1部、副本8部)※副本は複写可
- オ 要件審査 応募資格要件の審査結果は、令和5年11月6日(月)までに各団体へ文書で通知します(審査の結果、応募資格を満たしていないとされた団体からの応募は受け付けません)。

(3) 質問票の受付

- ア 受付期間 令和5年10月13日(金)～令和5年10月27日(金)
- イ 質問方法 質問は質問票(様式第10号)に記入し、下記までE-mail又はFAXにて提出してください。なお、電話や来訪などの口頭による質問及び当該受付期間経過後は、一切質問は受け付けません。
- ウ 提出先 上記(1)オに同じ
- エ 回答方法 質問に対する回答は、令和5年11月6日(月)までに随時、市のホームページに掲載します。

(4) 応募書類の提出

- ア 受付期間 令和5年11月13日(月)～令和5年11月30日(木)
午前8時15分～午後5時 **厳守**
(但し、土、日、祝日を除く)
- イ 提出場所 上記(1)オに同じ
- ウ 提出方法 上記(1)オへ必ず直接持参してください。
(郵送による受付は行いません。)
- エ 提出部数 9部(正本1部、副本8部) ※副本は複写可

(5) 選考会への出席

必須

- ア 開催日時 令和5年12月20日(水) ※時間は別途通知します。
- イ 開催場所 八戸市庁別館2階 会議室B
住所：八戸市内丸一丁目1番1号
- ウ 内 容 団体の概要紹介、事業計画等に関するプレゼンテーション、ヒアリング
- エ その他 参加人数は1団体3名以内、時間は1団体20分程度とします。

1.2 応募に際しての留意事項

- (1) 公募説明会(10月12日開催)へ出席していない法人等からの応募は受け付けません。
- (2) 各受付期間終了後の提出書類の内容変更、追加は認めません。
- (3) 提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- (4) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (5) 書類提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。(様式任意)
- (6) 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (7) 市が提示する設計図書の著作権は市及び設計者に帰属し、申請者から提出された書類の著作権は申請者に帰属します。但し、市は、必要に応じて提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (8) 提出された書類については、八戸市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。
- (9) 市は、必要に応じて、提出書類を補足する資料の追加提出を求めることがあります。

13 提出書類

公募説明会参加申込書（10月5日提出期限）		
①	八戸市子育てつどいの広場運営事業者公募説明会参加申込書	様式第1号
応募意志表明書類（10月27日提出期限）		
①	八戸市子育てつどいの広場運営事業者応募意志表明書	様式第2号
②	八戸市子育てつどいの広場運営事業者選考申請に係る申立書	様式第3号
③	誓約書	様式第4号
④	法人等の概要	様式第5号
⑤	子育て支援事業の実績	様式第6号
⑥	法人等の定款若しくは寄付行為の写し又はこれらに類する書類 ※法人以外の団体にあつては、団体の規約等を提出のこと。	任意様式
⑦	市町村が発行する法人等の代表者の身分証明書 ※申請前3か月以内に取得したもの。	当該証明書
⑧	登記事項証明書（現在事項全部証明書、法人のみ） ※申請前3か月以内に取得したもの。	当該証明書
⑨	納税証明書（直近2事業年度分） ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 （国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3） （法人格の無い団体については、団体の代表者の所得税） イ）市税に係る納税証明書 （法人格の無い団体については、代表者の市民税、国民健康保険税） ※納税義務がない場合は申立書（様式第3号） ※法人税等が減免によって0円となっている場合も、当該証明書を提出のこと。	当該証明書 又は 様式第3号
応募書類（11月30日提出期限）		
①	八戸市子育てつどいの広場運営事業者選考申請書	様式第7号
②	法人等役員の名簿及び履歴書（顔写真貼付）	任意様式
③	現場管理責任（予定）者の履歴書（顔写真貼付）	任意様式
④	法人等の経営状況を示す書類（エ以外は直近2事業年度分） ア）貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 ※法人以外の団体にあつては、団体の収支決算書を提出のこと。 イ）財産目録（又は財産目録に準じる書類） ※作成していない場合は提出不要 ウ）事業報告書 エ）法人等の事業計画書、事業収支予算書（申請日の属する年度分）	任意様式
⑤	八戸市子育てつどいの広場事業実施計画書	様式第8号
⑥	年間事業スケジュール（令和6年4月～令和7年3月）	任意様式
⑦	事業収支予算書（令和6年度）	様式第9号

様式第1～10号については、下記ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

1.4 審査及び選定方法

(1) 審査方法

外部委員を含めて構成される「八戸市子育てつどいの広場運営事業者選考会」において、「八戸市子育てつどいの広場運営受託候補者選定要領」に基づき、提出された事業計画書等の内容を審査し、審査合計点数の7割以上を獲得したもののうち、最も点数が高いものを受託候補者として選定します。なお、応募事業者が1事業者のみの場合においても審査を行うこととします。

審査結果が同点となった場合には、当市で定めている指定管理制度の選定基準に準拠し、申請者立ち合いのもと「くじ引き」により候補者を決定することとします。

(2) 選定基準（合計100点）

- ① 安定した事業運営を行う能力を有すること（20点）
→ 財政基盤、組織体制、子育て支援事業の実績、職員配置
- ② 広場の運営に強い意志を有し、提案する事業計画の内容が地域の子育て支援の充実に大きく貢献することが期待され、それを適切かつ良好に遂行する能力を有すること（40点）
→ 事業の理解度、事業計画の内容、事業内容向上の取組
- ③ 事業収支計画の妥当性（15点）
→ 積算経費の内容と妥当性、収支計画の実現性
- ④ 広場の運営が、地域との良好な関係のもとに実施できると見込まれること（5点）
→ 地域の他の子育て支援団体等との連携体制
- ⑤ 地域の子育て支援に関わる人材の育成への貢献が期待されること（5点）
→ 地域の子育て支援に関わる人材やサークルの育成・支援等に関する提案
- ⑥ 中心街の賑わい創出事業に積極的に貢献・協力する意志を有すること（10点）
→ 八戸ポータルミュージアムが展開する各種事業への協力姿勢、中心市街地活性化に貢献する自主的な取組
- ⑦ 市の重要施策が推進されるものであること（5点）
→ 本社・本部等の所在地が市内にあるか、障害者雇用等についての計画があるか、協働のまちづくり推進に有効な定期的計画があるか。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、応募した事業者へ文書にて12月下旬頃通知し、翌年1月上旬頃に市のホームページにおいて公表します。

(4) 応募から決定までの日程（再掲）

9月26日（火）	募集要項及び応募書類の配付開始
	公募説明会参加申込書受付（～10月5日）
10月12日（木）	公募説明会
10月13日（金）	応募意志表明書類受付（～10月27日）
	質問票受付（～10月27日）
11月6日（月）	応募資格要件審査の結果通知
11月13日（月）	応募書類受付（～11月30日）
12月20日（水）	選考会
12月下旬	運営事業者決定、結果通知

1.5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選考審査の対象から除外します。

- (1) 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) その他不正行為があった場合

1.6 事業の実施

運営事業者に決定された団体は、八戸市と委託契約を締結した上で、事業を実施していただきます。

(1) 委託契約について

ア 締結年月日

契約締結は、令和6年4月1日となります。

但し、運営事業者として決定後、八戸市と子育てつどいの広場の運営委託にかかる覚書を交わしていただき、現事業者からの引継ぎなど、必要な準備を実施していただきます。

覚書の締結から委託契約の締結までの間の準備に要する運営事業者の人件費等は運営事業者の負担とします。

イ 事業内容

原則として提案いただいた事業内容としますが、八戸市との協議により、若干の修正が必要となる場合があります。

ウ 委託料の支払い

年間契約となり、下記により四半期ごとに支払われます。

第1四半期	4月
第2四半期	7月
第3四半期	10月
第4四半期	1月

エ 経理区分

運営事業者は、本事業に係る経理とその他業務（法人等の固有業務）に係る経理を区分するとともに、当該経費・収入は、専用の口座で管理していただきます。

オ 事業の再委託の禁止

事業の全部を、第三者に再委託することを禁止します。ただし、その内容等により、やむを得ず事業の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ八戸市の承認を受けなければなりません。

17 契約の解除

運営事業者に決定された団体が、次のいずれかに該当した場合は、契約を解除する場合があります。

- (1) 本事業に関する契約に違反したとき
- (2) 本契約を履行できない、又は本事業を継続することが適当でないと認められるとき
- (3) 本要項に定める応募資格を満たさないと認められるとき
- (4) 社会的信用を著しく損なうなど、運営事業者として相応しくないと認められるとき
- (5) 本要項の「15失格事項」に該当したと認められるとき

18 留意事項

(1) 地域との連携と協働

子育てつどいの広場の運営にあたっては、地域の子育て支援団体やボランティアなどの協力を得るなど、地域住民との連携と協働を推進し、地域の実状に即した運営に努めなければなりません。

(2) 職員の資質向上

職員の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、職員においても研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努めなければなりません。

(3) 緊急時の対応等

事業の実施及び広場の管理運営にあたり、事故や災害等の発生に備えて、あらかじめ緊急時対応マニュアルを作成するなど緊急時の体制を整備し、職員に周知を図るとともに、定期的に避難及び防犯・防災訓練を行い、実際に事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、市及び関係機関に通報しなければなりません。

また、乳幼児の利用を念頭に置き、常に衛生管理及び安全管理の徹底に努め、事故防止に努めなければなりません。

(4) 八戸ポータルミュージアムが行う各種事業との連携等

八戸ポータルミュージアムが、八戸市の新たな市民交流と文化創造、観光の拠点として、中心市街地の賑わい創出と市全体の活性化を目指した複合施設であることから、事業の実施にあたっては、同ミュージアムや他の使用者と必要な調整及び連携を図るとともに、同ミュージアムが実施する事業に積極的に協力しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

事業の実施に際して入手した個人情報その他の情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び八戸市個人情報保護条例その他の関係規定を遵守し、適切な管理を行わなければなりません。

なお、個人情報の保護については、委託期間満了後または解除された場合も適用となります。

(6) 情報公開への対応

八戸市情報公開条例に基づき、事業の実施に関する情報の公開ができるよう、文書その他の情報管理を適切に行わなければなりません。

(7) 法令等の遵守

事業の実施にあたっては、事業の管理運営上適用となる関係法令、条例、規則その他の規定を遵守しなければなりません。

(8) 環境対策

事業の実施にあたっては、地球環境に配慮した運営を行うとともに、光熱水費の節減に努めなければなりません。

(9) 備品の扱い

備品について、新規に購入を要するものが出てきた際には、市と運営事業者が協議の上、購入することとします。

(10) 施設等の目的外使用の禁止

原則として、こどもはっちの設立趣旨に反するような目的での施設及び備品その他の物品を使用することは禁止します。

(11) 利用者サービスの向上

常に利用者の声を収集し、利用者サービスの向上に努めなければなりません。

(12) 損害賠償等

損害賠償等に係る負担に備えるため、利用者及び職員等（子ども及びその保護者、スタッフ、ボランティアなど）を対象とした賠償責任保険及び傷害保険に加入しなければなりません。

19 担当課

八戸市こども健康部こども未来課

住 所：八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館2階

電 話：0178-43-2167（直通）

F A X：0178-43-2144

E-mail：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp